

平成24年3月8日（木）

**日程第50 議案第49号 字の名称及び区域
の変更について**

○議長（井上勝彦君）日程第50 議案第49号
字の名称及び区域の変更について を議題と
いたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですの
で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第49号に
ついては、委員会の付託を省略いたしたいと
思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより議案第49号 字の名称及び区域の
変更について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。

**日程第51 議案第50号 工事請負変更契約
の締結について**

○議長（井上勝彦君）日程第51 議案第50号
工事請負変更契約の締結について を議題と
いたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）この価格というのは、
本体の落札価格に準じて決められているんで
すよね。その確認だけです。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）この工事につきまして
は、請負率59.2%で落札してございます。と
いうことで、変更契約につきましても、その
請負率で変更契約するものです。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

8番 中西君。

○8番（中西峰雄君）変更契約の理由もお書
きいただいておりますけれども、あまりにも
額が大きいので、もう少し詳しくご説明をお
願いたしたいと思っております。それと、こんな
大きな変更契約というのはあり得るのかなと
いうのが、私、逆に思います。なぜこんなに
大きなことになったのかということについて、
詳しくわかるように説明をお願いしたいと思
います。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）今回の変更の内容でご
ざいますけれども、Sゾーンといいますのが、
紀ノ光台Sゾーンといいますのは市の土地で
ございまして、市のほうで造成工事を行って
いるものでございます。ここの造成地につ
きましては、3社の入ってくる業者が決定し
てございます。その中で、中ほどあたりの造成
地でございますけれども、この部分はどちら
かといいますと盛土のところでございます。

北側については高いところがございますので、切土を真ん中の部分で盛土をしているということでございます。その契約をされている業者から、その宅地番の高さの変更といえますか、切土の部分を50%以上ほしいんやということがございました。なぜかといいますと、かなり大きな重機械を設置する関係上、盛土であれば不当沈下を起こさないかということで、心配だということがございます。契約してからそういう話が出てくるというのがおかしいんじゃないかということがありますけれども、その辺も協議した中では、これはいたし方ない問題かなというふうに考えてございます。あとの2社につきましては、切土の部分でございますので、そういうことからいきましたら、1社につきましては不利益かなということで思っております。その中で、その盛土部分でございますけれども、約5m地盤高を下げてございます。そういうことで、50%確保は何とかできたような状態でございます。

それに伴いますところの土量、5万m³が発生してございます。その5万m³の発生につきまして、別途工事でしたらいいかわかりませんのですけれども、このSゾーンの造成の一連の中で、ちょっと北部にあります、市とURで造成していますG6街区というのがございますけれども、そこで土地が不足してございますので、そこへ運搬して、どちらの造成地も切り盛りバランスをとっていくという考え方で、今回、5万m³の土を運搬するものが約1億円の増加となっております。

そのほかにつきましても、岩盤掘削とか軟弱地盤の処理、それから立木処理の費用ということで約4,100万円の増額になってございます。

ということで、全体の事業費のうち30%、これは県の指針でございますけれども、30%を超えるものについては、変更契約でするよ

りも別途発注するのが望ましいというような考え方がございます。そういうことで、30%以内で一連の工事として処理させていただいたということでございます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第50号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第50号 工事請負変更契約の締結について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第52 議案第51号 工事請負変更契約の締結について

○議長（井上勝彦君）日程第52 議案第51号 工事請負変更契約の締結について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

17番 松本君。

○17番（松本健一君）先ほどの補正とも関係してくる部分なんですけど、先ほどお答えいただいた中で、いろいろと全体的に説明をしていただきましたが、ここでは太陽光発電設備のみに絞らせていただきます。というの、ほかの部分は、歯科とかは関係ありませんけれども、LEDとかエコアイスとかいうのは節電対策的な部分だと思います。ただし、この太陽光発電に関しては、つくるほうの電力のお話なので、この辺、別に足を引っ張るつもりはございません。どんどんとやっていただきたいなという点で、質問をさせていただきたいんですが、先ほどのご答弁いただいた中で、発電量が4万5,000kWhという、年間の発電量というふうにお答えいただいて、節電で51万円というお話でしたが、今年7月から固定価格買い取り制度、法改正がされると思います。これによっては、こういった投資というの悪くないんじゃないかなと思います。最終的にはこれ、売って回収できるんだと思うんです。固定価格買い取り制度というところは、どのように当局の方々は考えておられるのか。これまでの余剰電力とは一切違う制度になっておるとお思います。この点、理解を深めていただかないと、ただ今回のこの補正で、補正というか今回の話で、増額、積み増しましたというだけじゃないと思うんです。ちょっと聞かせていただいたら、5,000万円ほどかかる設備の部分で、実際のところ2,000万円程度で抑えられるというふう聞いております。こういったチャンスというのほとんど生かしていただきたいと思うんですけれども、市がこれから考えている国の制度というところの点について、お答えいただけますでしょうか。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）今回の保健福祉センタ

ーの変更の中での太陽光発電の問題でございますけれども、これの変更した位置付けというんですか、保健福祉センターの基本コンセプトの中に、バリアフリーとかもあるんですが、環境負荷が少ない施設ということで、それを実現するというので今回変更させていただきました。

あと、電力の買い取りの話は確かにございます。24年7月からは買い取り料金も40円ぐらいになるのかなというようなことがございます。今、個人につきましては40円ですけども、大型になりましたら20円というような形になってございますけども、そのことにつきましては、組織として一度議論していかねばいけなかなというふうに考えてございますけれども、具体的にどういう方向でいくというところまで至っておりません。ただ、確かにそういう方向に時代は進んでおりますので、研究していきたいなというふうに考えてございます。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）ぜひとも研究を進めていっていただきたいなと思います。特に、環境関係で、これは福祉センターの準備のほうだけの考えでとどめるんじゃないくて、どんどんと市の施策のほうにも、こういった設備を考えていっていただけるようにしていただければなと思います。いろんなアイデアを募っていただければなと思いますので、お願いいたします。

以上です。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）今、太陽光発電の市の今後の考え方ということで、理事のほうから答弁させていただいたんですけども、実は先日から、県のほうからメガソーラーの設置希望の調査がきております。採択になるかどうかわかりませんが、建設部とも相談

しながら、法面に設置していきたいということで要望を出しております。また、きっちり決まりましたら、議会のほうにご報告させていただきたいと思うんですけども、そういった考えの中で現在進んでおるといってございませう。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）お尋ねします。この変更理由の中で、歯科診療所の新規整備ということで、これは私も以前、保健福祉センターについてはいろいろ文教厚生員会で意見を述べさせていただきまして、可能な限りコンパクトな施設にということで、市長の判断もあって現在の方向で進んでいるんですけども、この歯科診療所について、僕の認識はですが、保留あるいは設置しないというふうに判断というか、自分はしてたんです。そこで、その歯科診療所をつくるということなので、ちょっとつくるに至った経過を説明いただきたいことと、市のいわゆる財政負担等についてはどうなるのか。この点、伺います。

○議長（井上勝彦君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）富岡議員の質問でございますが、当橋本市としましては、いろいろと調査した結果、非常に歯科診療についてはちょっと無理であるなど。1日にだいたい1.7人から最大2人ぐらいというデータが出ておったのは確かであります。そういう中で、非常に難色を示しております。私は管理者として非常に三町から意見も多く出まして、そうして、やはりせっかくするんだったら、休日急患診療所と併設して、やっぱりこの際やってもらわなければならないかと。それらの負担につきましても、これはまた基準財政需要額と照らし合わせて、公正に負担をしていこうや

ないかということになりまして、途中で議会の皆さんにもお話ししてもうたと思うんですけども、踏み切っていこうかということに、去年の夏過ぎ頃にはだいたいほぼ固まってきたわけでありませう。

ただ、これの特典としましては、休日急患診療所とは別途に、国の補助事業が単年度だけやなくて、毎年いただけることがその後判明してまいりまして、私らは休日急患と同じところでやるんやからという判断をしておったんですけども、それがやっぱり組織が違ふということ、休日急患診療所、病院群と、それと歯科と別だから、当面というか、毎年ある程度の補助があるわけなんです。そういうことから、もう踏み切っていこうかということになりました。詳細の負担割合につきましては、ちょっと今、私の範囲内では記憶が…。そういうことで、大きな傷口にはならないんではないかなと思っておりますので、ご了承をいただきたいと思ひます。

○議長（井上勝彦君）副市長。

○副市長（清原雅代君）詳細については、広域の中でその負担をもっていこうということに決まったんですけども、私が聞いている限りでは、先ほど市長が述べましたように、交付税か交付金かちょっとわかりませんが、それが今回は当面半日だけという、午前中だけと聞いているんですけども、午前中であろうか一日であろうか、同額の金額が入ってきまして、その範囲内で一応回っていきけるというふうに聞かせていただいておりますので、ほとんどというか、持ち出しは発生しないようなことを言われていたかと思ひます。また、詳細につきましても、一度広域のほうでまた確認をさせていただいて、文教厚生委員会か何かでもご報告をさせていただきたいと思ひます。基本的には広域の中の議会で、またお話しが出ることだと思ひます。

○議長（井上勝彦君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）わかりました。ほとんど負担がないということなんですが、それはいつ頃になるかだけ、確認。

○議長（井上勝彦君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）今、副市長言われた、広域の会議が開かれていると。議会ですか。もう決まってるという声があるんですが、わかりませんか。現在、今。

○議長（井上勝彦君）市長。

○市長（木下善之君）今期の会期中に文教厚生委員会なりがあるので、それまでに数値として出させてもらいます。

○議長（井上勝彦君）よろしいですか。

ほかにありませんか。

11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）先ほど、ここの部分じゃない補正のところ、健康福祉部長がこの変更理由の詳細について説明をされましたけれども、文教厚生委員会のほうでも、太陽光パネルの設置等についてはずっと委員会のほうで取り組みを進めてまいっておりまして、ここの変更部分について再度、この議案のところできっちりとした詳細のご報告をしていただきたいと思うんですが、重複することになると思いますが、先ほど説明していただいたのは、この工事請負変更契約の締結についての部分と関連しておりますので、ここの部分で再度、詳細のご説明をお願いいたします。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）私のミスで補正予算のところ、説明してしまいまして、中途半端な説明に終わったこと、おわび申し上げます。

改めまして説明させていただきます。

今回の変更理由につきましては、歯科診療所の新規整備、太陽光発電設備の増設、電気自動車対応急速充電設備装置の設置、非常放

送フラッシュシステムの設置、全照明器具のLED化、LAN配管配線工事、シャワー室の追加工事並びに氷蓄熱対応工事の追加施工により、契約金額を増加する変更契約を行うものでございます。

歯科診療所につきましては、1階部分に倉庫として確保しておりました35.5㎡を歯科診療所に改装するものでございます。

太陽光発電、当初の計画より20kW追加工事を行うもので、当初の設計では、屋根部分のうち平面スペースを活用できるものとして20kWソーラーパネルを設置予定でありましたけれども、一体の平面設置をできる状態にはないことから、パネルが点在する結果になっていました。その結果、発電効率が不均一であるため、発電総量の低下が懸念されていたところでございます。今回、3階多目的ホールの平面屋根の部分に192.5Wパネル240枚を集約し、発電効率を高める設備といたします。モジュールにつきましても当初96枚から240枚になります。その結果、総計46.2kWのソーラーシステムになります。このシステムでは本市の環境、天候の環境でございますけれども、年間4万5,156kWhの発電が予想されております。料金換算しますと51万3,010円、年間ですけれども、これは1kWh11円36銭の計算で行った金額でございます。ただし、新年度の発電電量、買い取りになった場合につきましては単価に応じて金額は変動します。

それとEV（電気自動車）対応工事なんですけれども、これにつきましては再生可能エネルギーを積極的に取り入れ、資本エネルギーに配慮し、環境にも優しい施設整備をめざすという、先ほど理事がおっしゃいましたことなんですけれども、電気自動車導入に向け、家庭用の長時間の充電装置ではなくて、短時間に充電完了できるカーポート併設の急速充電設備を整備します。災害時には自家発電機

から電気供給を受け、充電できるものとなっております。

それと非常放送フラッシュライトシステム、これにつきましては、自動火災報知機、緊急地震速報の防災システムより発信する自動警報情報に加えて、手動で館内の危険、異常情報を文字と光により表示することにより、音声情報で聞き取りが不自由な方へ注意喚起するものでございます。モニター5台、ライト30箇所を予定しております。

それと照明器具のLED化ですけれども、これにつきましても当初計画では外回りの駐車場、1階事務所の一部、並びに高所にあるバルブ交換に困難を伴う箇所に整備予定でありましたけれども、技術革新が急速に進んでおまして、行政として率先してこの建物に整備していこうということになりました。ただし、階段の照明12台は消防法によりLED化は使用できないということで、ほかにトイレ、そこについてはLED化は、階段の部分については使用しません。

そしてLAN、電話工事配線なんですけれども、当初建築工事において空配管だけを施工する予定でございましたけれども、内部の一部をIP電話システムを導入するということになりましたので、あわせて今回の建築工事でLAN配線工事及びIP電話配線工事を実施するものでございます。

それとシャワー室の追加工事、これは1階にふれあいルーム、自由に使っていただいて体力づくりに活用したり、余暇に活用していただくために健康器具を配置することにしております。このため、更衣室、シャワー室をあわせて整備します。

それと、氷蓄熱対応工事については、環境に優しく省エネルギーの蓄熱式空調システム、いわゆるエコアイス設備を導入するものでございます。このシステム導入によりまして、

昨今の電力需給の喫緊の課題であります昼間の電力需要のピークカットに資するものと考えております。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

12番 清水君。

○12番（清水信弘君）この保健福祉センターは、あっと驚く落札金額だったと思うんですけども、この変更金額はこの落札社だけの見積り等によって行われたのか、それをちょっと教えてください。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）今、土井議員の質問に対して、概要についてご説明したところでございますけれども、これらの工事、総額にしまして見積もり、設計金額なんですけれども、1億6,243万2,780円、これが直接の工事になります。これは変更工事でございますので、現在の施工業者から見積もりをとるということで、こちら側で設計いたしましたので、現在の施工業者に対しての変更契約ということで、当初の保健福祉センターの落札率が54.92%でございましたので、その直接工事費と監理設計費を含めて、その総額に対して54.92%を掛けた数字がこの変更契約の金額でございます。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）落札率がどうあろうと、変更設計につきましては市の主体性をもってしますので、その業者からの見積りということはございません。変更設計書ということで、3社見積もりが必要なものは3社見積もりというような形で設計しますので、落札社に依存するような変更設計ということではございません。すべてでございます。

○議長（井上勝彦君）12番 清水君。

○12番（清水信弘君）端的に聞きますけれども、清水建設はこれで嫌がりませんでしたか。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）通常の落札低入ということで、非常に落札額が安いですし、人件費ではなくて、こういう製品部分でございますので、企業努力でクリアできるということも含めて、決して喜んではいないかもわかりませんが、きちっとした工事をしていただけるものと考えております。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

8番 中西君。

○8番（中西峰雄君）ちょっと申し上げにくいんですけど、先ほど市長からもご説明いただきましたけども、この歯科診療所につきまして、私は当初から一貫して反対でございます。なぜ反対か。確かに、歯の健康というのは大変大事なことで、全身にも影響がある大切なことなのでございますけども、やはり仕事をするかしないか決めるときに、B t o Cをやっぱり考えていかなあかと私は思います。先ほどから、国のほうから交付金か何かで説明いただいたときには、どちらかというと、むしろ黒が出るくらいいただけるというご説明をいただいておりますけども、私、ちょっとざっと考えてみますと、先ほど市長がおっしゃられたように1日当たり1.7人、50日稼働で100人いてないですよ。そのかかる経費が約400万円から500万円はかかるだろうと思います。そうしますと、1回受診するたびに4万円とか5万円とかいうコストがかかってくるわけです。これは確かに市の負担はゼロかむしろプラスになるものなのかもしれませんが、国民全体のB t o Cを考えたときに、こういう事業を私は控えるべきであろうというふうに思います。これだけをもってこの議案に反対するのもあれですけども、議事録として、とにかく私はこういう行政サービスというのはするべきでないということ、議事録に残させていただきたいと思いま

す。答弁は結構です。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

16番 堀内君。

○16番（堀内和久君）先ほどの理事の答弁なんですけども、LED化とか館内のことはものすごく省エネでありがたいと思いますし、そこらはいいんですけども、建物の外というか、電気自動車の充電器であったりとか、太陽光というのは、落札率関係なしに分離発注とか、ほかにというのはできないものなんですかね。地元業者とか、太陽光というたら、だいたいID持ってる専門業者しかというあれなんですけど、ほかはできないんですか。清水建設にしか無理なんですか。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）建設部のほうから一度お答えさせていただきます。技術的には分離発注は可能だと考えます。ただ、今回は一括でやらせていただいた。例えば現場が仮囲いされた中で工事しますので、これをまた別途ということになりますと、一旦本体工事が終わってからというようなこともありますので、それを前提で分離発注していれば別なんですけども、今回はそういったことも配慮して、一体でいかしてもらいましたけども、市としましては、やはり地元業者にやっていただける機会があれば、それはそれで考えながら工事発注もしていきますので、今後としましては、こういった形で分離発注可能な分については、またその都度検討していきたいというふうに考えます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

13番 石橋君。

○13番（石橋英和君）たまたま、ついこの間なんですけども、障がい者父母の会の方とお話をする機会がございまして、障がい児、お父さん、お母さんにしたら歯が傷んできているのをなかなか発見が遅れてしまって、気が

ついたときにはかなりひどい状態になっていて、日を選ばず飛び込みたいケースがあるんだという話を、たまたま聞かしてもうたことをごさいますて、今度、歯科も併設の格好で進んでおりますという話を、ちょっとちらっとしたんですけども、今の時代のことだから、バリアフリーは当然OKだと思いますが、そのところ念押しをよろしくという話も聞いてきております。狭いスペース、倉庫を予定していたスペースに歯科をつくるということなんですけども、高低差なり車いすでの導線確保、その辺のあたり、それと採算面でのご発言もあったわけでごさいますけども、確かに障がい者の方がそれを利用する頻度といえ、それはごくわずかな数かもわかりませんが、日を選ばずどうしても、かなり悪化している状態で行ける歯科がほしいということが市内にあることもお伝えしておきたいと思ひます。

○議長（井上勝彦君）答弁は。

○13番（石橋英和君）バリアフリーの部分、ご答弁お願いします。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）バリアフリーの面については、全館において配慮いたしております。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

1番 辻本君。

○1番（辻本 勉君）歯科診療所の件で、確認だけしておきたいんです。私も基本的にはあまり賛成できないんですけども、お金がかからないということであって、市民が喜ぶのであればいいかなと思うんですけども、この歯科診療に関する診療機器、これは基本的にどうなるのかなど。もともとは部屋とかそういうのはちゃんとするけども、診療機器については、伊都の歯科医師会からという話があったように僕は記憶しておるんですけども、

今回の国の補助事業ということになってくると、その診療機器についても、国の補助金と申しますか、国のお金でできるんか、医師会が出すものであるのか、広域で負担するものであるのか、その辺だけきちっと、当初から若干変わってきてますのでね。市民にとっては喜ばしいことかなとは思ひますけども、ちょっとその辺だけきちっと確認だけしておきたいんです。

○議長（井上勝彦君）市長。

○市長（木下善之君）それぞれのご質問いただいておるわけでありすが、今度の文教厚生委員会で、資料がきょう持ち合わせがございませんので、納得のいただける説明を今度の、来週ですね、それまでには整えてまいりたいと思ひてごさいます。

そしてまた、非常に繰り返して申し上げるんですけども、私個人も反対でした。これ、3年有余反対。徹底して、うちの議会も猛反対やということをお大分議論しました。私ももうなめくじに塩かけられるようなもので、もう小さくなってましたんですが、それぞれの管理者から強い要望等があって、若干その休日急患診療所、橋本市へ来る、ここへ持ってくるということ、問題はそこから始まるんですよ。高野口になったら高野口、ええもんは皆橋本市へ持ってくるというようなことでね。かつらぎも遠くなるのかね。まあ、余計な話ですけども。

まあ、あれやこれがあって、私としては、これは1.7から2.0人ぐらいであるという判断のもとに、恐らくこれから五條市、あるいは那賀郡は、調べたら歯科の医院のところ、順番になっておるのでね。ほんでこれも場合によっては、橋本市、もう間もなく高速がつかますから、順番もいろいろ弊害があるらしいです。それもまた頼みに行かないかんし、南河内のほうも回る予定してます。それぐらい

にして人を寄せないと、採算取れないのは確かやと思うんです。しかし、いろいろの諸事情があって進めていかなければならないと思うんですが、概ね3年して結論を出してこうと。永久に存続するというのやなくして、そういうことであります。

ただ、石橋議員から言われたバリアフリー、これは車いすとかそれはわかるんです。ところが障がい児とか障がい者の皆さんは、医師1人の場合ではそれを治療できない。そこに3人ほど要るんです。今、ビッグ愛まで行っておるんですね。そこらの問題の課題もやっぱりこうね。ほんで月に1回とか。どうしたらいいんか結論出てませんけども、橋本市で全部それを受けますとか、まだ結論出しておりません。できるだけ前向きな方法、やっぱりショックというんですかな、そういう精神的なことがあって、1人のなんでは押さえ切れんという微妙なことがあるようでございます。

いずれにいたしましても、来週の文教厚生委員会にご指摘、ご質問あったことについてはひとつ全部説明をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第51号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第51号 工事請負変更契約の締結について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第53 議案第52号 橋本市土地開発公社の解散について と、日程第54 議案第53号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請について の2件

○議長（井上勝彦君）日程第53 議案第52号 橋本市土地開発公社の解散について と、日程第54 議案第53号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請について の2件を一括議題といたします。

これより2件一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第52号と議案第53号の2件については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより2件一括して討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第52号 橋本市土地開発公社の解散について と、議案第53号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請について の2件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号と議案第53号の2件については原案のとおり可決されました。

日程第55 選第1号 橋本市固定資産評価
審査委員会委員の選任について

○議長（井上勝彦君）日程第55 選第1号 橋本市固定資産評価審査委員会委員の選任について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております選第1号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより選第1号 橋本市固定資産評価審査委員会委員の選任について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決しました。

日程第56 選第2号 橋本市固定資産評価
審査委員会委員の選任について

○議長（井上勝彦君）日程第56 選第2号 橋本市固定資産評価審査委員会委員の選任について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております選第2号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより選第2号 橋本市固定資産評価審査委員会委員の選任について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決しました。

日程第57 選第3号 橋本市公平委員会委員の選任について

○議長(井上勝彦君)日程第57 選第3号 橋本市公平委員会委員の選任について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております選第3号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより選第3号 橋本市公平委員会委員の選任について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決しました。

日程第58 選第4号 橋本市教育委員会委員の任命について

○議長(井上勝彦君)日程第58 選第4号 橋本市教育委員会委員の任命について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております選第4号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより選第4号 橋本市教育委員会委員の任命について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後3時39分 休憩)

○議長(井上勝彦君)ただ今、橋本市教育委員会委員の任命について同意されました森田知世子氏から発言の申し出がありますので、

発言を許します。

〔教育委員会委員（森田知世子君）登壇〕

○教育委員会委員（森田知世子君）ただ今ご紹介いただきました森田知世子と申します。貴重な会議のお時間を割いていただきましてありがとうございます。

先ほどの議会で、私の教育委員就任に関するご同意をいただきまして、お礼申し上げます。

ここで一言、ごあいさつさせていただきたいと思います。私は、3人の子どもの母親です。一番末の娘がこの春、高校生になります。現在の社会情勢を考えますと、だんだん子育てが難しくなっているように感じます。家庭や地域の教育力の低下という課題があるように言われていますが、本市の子どもたちが笑顔で過ごせるように、健やかな成長を願って、母親の視点から何かお役に立てればと思いつつも、重い責任を感じております。

現在、家庭教育支援チーム、共育コミュニティのコーディネーターの仕事をしております。まさしく学校、家庭、地域をつなぐという役割の活動です。それらの活動から得ました経験を生かして、微力ですけれども教育委員としてさまざまな課題に一生懸命取り組んでいきたいと思っております。

なにとぞ未熟な者ですので、どうか皆さま方のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

大変簡単ではございますが、ごあいさつにかえさせていただきたいと思っております。本当にありがとうございました。